

計 画 書

中部広域都市計画特定用途制限地域の変更（うるま市決定）

名称：特定用途制限地域（うるま市全域）

都市計画特定用途制限地域を次のように変更する。

種類	面積	制限すべき特定の建築物等の用途の概要	備考
特定用途制限地域 【①市街地形成誘導地区】	約 25ha	・麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所等 ・キャバレー、ダンスホール等 ・個室付浴場業に係る公衆浴場等 ・一定規模以上の畜舎 ・危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場、おそれがやや多い工場、おそれがある工場 ・危険物の貯蔵・処理の量が少ない施設、やや多い施設、多い施設(ただし、ガソリンスタンド及び自動車液化石油ガススタンドの給油所を除く) ・産業廃棄物処理施設等	
特定用途制限地域 【②幹線道路沿道地区】	約 314ha	・麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所等 ・キャバレー、ダンスホール等 ・個室付浴場業に係る公衆浴場等 ・一定規模以上の畜舎 ・危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場、おそれがある工場 ・危険物の貯蔵・処理の量がやや多い施設、多い施設(ただし、ガソリンスタンド及び自動車液化石油ガススタンドの給油所を除く) ・産業廃棄物処理施設等	
特定用途制限地域 【③市街地緩衝地区】	約 60ha	・麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所等 ・キャバレー、ダンスホール等 ・個室付浴場業に係る公衆浴場等 ・一定規模以上の畜舎 ・危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場、おそれがやや多い工場、おそれがある工場 ・危険物の貯蔵・処理の量が少ない施設、やや多い施設、多い施設(ただし、ガソリンスタンド及び自動車液化石油ガススタンドの給油所を除く) ・産業廃棄物処理施設等	

種類	面積	制限すべき特定の建築物等の用途の概要	備考
特定用途制限地域 【④集落環境保全地区】	約 3,261ha	・床面積 3,000 m²超の店舗、飲食店等 ・床面積 3,000 m²超の事務所等 ・ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等 ・麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所等 ・キャバレー、ダンスホール等 ・個室付浴場業に係る公衆浴場等 ・一定規模以上の畜舎 ・危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場、おそれがやや多い工場、おそれがある工場 ・危険物の貯蔵・処理の量が少ない施設、やや多い施設、多い施設(ただし、ガソリンスタンド及び自動車液化石油ガススタンドの給油所を除く) ・産業廃棄物処理施設等	
特定用途制限地域 【⑤景観保全地区】	約 1,059ha	・麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所等 ・キャバレー、ダンスホール等 ・個室付浴場業に係る公衆浴場等 ・一定規模以上の畜舎 ・危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場、おそれがある工場 ・危険物の貯蔵・処理の量がやや多い施設、多い施設(ただし、ガソリンスタンド及び自動車液化石油ガススタンドの給油所を除く) ・産業廃棄物処理施設等	
特定用途制限地域 【⑥農業保全地区】	約 563ha	・麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所等 ・キャバレー、ダンスホール等 ・個室付浴場業に係る公衆浴場等 ・危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場、おそれがある工場 ・危険物の貯蔵・処理の量がやや多い施設、多い施設(ただし、ガソリンスタンド及び自動車液化石油ガススタンドの給油所を除く) ・産業廃棄物処理施設等	
特定用途制限地域 【⑦勝連城跡周辺保全地区】	約 72ha	・床面積 1,500 m²超の店舗、飲食店等 ・床面積 1,500 m²超の事務所等 ・ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等 ・麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所等 ・キャバレー、ダンスホール等 ・個室付浴場業に係る公衆浴場等 ・倉庫業倉庫 ・延べ面積 15 m²を超える畜舎 ・自動車修理工場 ・危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場、おそれが少ない工場、おそれがやや多い工場、おそれがある工場 ・危険物の貯蔵・処理の量が非常に少ない施設、少ない施設、やや多い施設、多い施設 ・産業廃棄物処理施設等	
合 計	約 5,354ha		

※規制すべき特定の建築物の用途の詳細については、「うるま市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例」において定める。

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

「理由」

別件の「中部広域都市計画用途地域の変更(うるま市決定)名称：用途地域(うるま市全域)」にて、市全域(石川地区、具志川地区、勝連・与那城・島しょ地区)において用途地域の見直しを行い、境界の明確化を図る必要がある箇所について、用途地域の境界根拠を明らかにした上で、各箇所の境界が整合するよう用途地域の変更を行うことから、用途地域と境界が接する特定用途制限地域について、用途地域の変更に併せて特定用途制限地域の変更を行う。